

福島市公告第201号

プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

福島駅前交流・集客拠点施設設計アドバイザリー業務委託事業者を下記のとおり募集します。

令和6年7月12日

福島市長 木幡 浩

記

1 業務概要

(1) 業務名

福島駅前交流・集客拠点施設設計アドバイザリー業務委託

(2) 業務内容

業務内容については、別紙「仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点で予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(3) 委託費の上限

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申し立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申し立てがなされている者でないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により、更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき、再生手続開始の申し立てをし

たとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。

ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。

- (4) 過去 10 年間に、ホワイエ等を含む管理面積が概ね 1,500 m²以上の展示ホールやアリーナ等の多目的ホールの運営について実績があること。なお、協力企業を予定する場合は、参加者または協力企業のいずれか一社が実績を有すること。
- (5) 国税、市税等の滞納がないこと。関係法令の手続等を順守していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの、または暴力団の構成員若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

3 応募手続き等

「福島駅前交流・集客拠点施設設計アドバイザリー業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「福島駅前交流・集客拠点施設設計アドバイザリー業務委託仕様書」を確認のうえ、必要書類を期限まで提出すること。

なお、実施要領及び仕様書、その他申請に必要な書類等については、福島市ホームページ(入札・契約情報⇒入札公告・入札案件⇒その他の公告)からダウンロードして入手すること。福島市商工観光部コンベンション推進課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 事業者選定方法

「福島駅前交流・集客拠点施設設計アドバイザリー業務受託者選定審査会」の審査において、提出書類及びプレゼンテーションの採点結果をもとに、業務委託予定者を決定する。

5 問い合わせ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先

福島市商工観光部コンベンション推進課施設整備係 かしくら ししど 柏倉、穴戸

郵便番号 960-8601

住 所 福島市五老内町3番1号 福島市役所6階

電 話 024-572-5719

F A X 024-535-1401

MA I L convention@mail.city.fukushima.fukushima.jp